1984年通商関税法

第９編　ぶどう酒貿易

第901条 略称

この編は、「1984年ぶどう酒衡平及び輸出拡大法」と引用することができる。

第902条 議会の認定及び目的

⒜ 議会は、次の通り認定する。

⑴ 国際ぶどう酒貿易においては、合衆国市場への外国ぶどう酒の参入が相対的に容易である一方、合衆国ぶどう酒産業は、事実上すべての現存する、又は潜在的な外国市場で制限的関税及び非関税障壁に直面している結果、大きな不均衡が存在する。

⑵ 外国市場への参入の制限及び合衆国ぶどう酒、ぶどう製品の一貫した低価格は、合衆国のぶどう酒メーカー、ぶどう生産者及びぶどう酒生産に依存するその他すべての国内部門の経済的地位に有害な影響を与えている。

⑶　国際貿易における合衆国ぶどう酒の競争力は、外国の貿易慣行、国内の高金利、不利な為替レートから低下した。

⑷　多くのぶどう酒を生産しない主要市場で一人当たりのぶどう酒消費量は、極めて低く、合衆国ぶどう酒に対する需要増加の可能性は大きい

⑸　合衆国ぶどう酒生産産業は、多量のぶどう酒を輸出できるだけの生産設備能力を有しており、合衆国ぶどう酒の輸出増加は、新たな雇用を創出し、我が国の貿易収支を改善し、我が国経済を強化する。

⒝　この編の目的は、次の通りとする。

⑴　ぶどう酒消費者に対しぶどう酒生産諸国からのぶどう酒の最大の選択機会を提供すること

⑵　合衆国ぶどう酒のための外国市場の開発、維持及び拡大のための輸出促進計画開始を奨励すること

⑶　ぶどう酒貿易に対する関税障壁及び非関税障壁（又はその他の歪曲）の軽減又は除去により合衆国ぶどう酒の外国市場への更なる参入を達成すること

第903条 定義

この編の適用において、

⑴ 「委員会」とは、下院歳入委員会及び上院財政委員会をいう。

⑵ 「ぶどう製品」とは、ぶどう及びぶどうから作られる製品（ぶどう酒を除く）をいう。これにはほしぶどう及びぶどう果汁（濃縮をしてあるかないかを問わない）を含むが、この２つに限らない。

⑶　「主要ぶどう酒貿易国」とは、第904条に基づき指定されたすべての外国又は外国のグループをいう。

⑷ 合衆国ぶどう酒貿易に関連した「非関税障壁（又はその他ゆがみ）」とは、自国ぶどう酒産業への競争上の優位性の賦与又は合衆国ぶどう酒の輸入制限のいずれかである主要ぶどう酒貿易国政府が実施するすべての措置を含む。

⑸　「通商代表」とは、合衆国通商代表をいう。

⑹　「合衆国ぶどう酒」とは、合衆国の関税領域内で生産されるぶどう酒をいう。

⑺　「ぶどう酒」とは、次のいずれにも該当する発酵アルコール飲料をいう。

(A)　ぶどう又はその他果物から作られるもの、

(B)　アルコール分を0.5％以上24％未満含むもの (希釈物及び混合物を含み、生産過程を問わない。)

(C) 非工業用に使用されるもの。

第904条 主要ぶどう酒貿易国の指定

⒜ 通商代表は、その判断で、次の外国又は経済同盟に代表される外国のグループを主要ぶどう酒貿易国に指定する。

⑴　合衆国ぶどう酒にとって潜在的大市場である

⑵ 合衆国ぶどう酒貿易に関税障壁又は非関税障壁（又はその他のゆがみ）を維持している。

⒝　⒜⑵の適用において、外国又は外国のグループが、合衆国ぶどう酒貿易に非関税障壁（又はその他のゆがみ）を維持しているかどうかを決定する際、通商代表は、次の事項を考慮しなければならない。

⑴　1979年通商協定法第854条⒜（19U.S.C.2135 note)に基づき求められる見直し及び報告、

⑵ 上記見直しの実施以後、外国又はグループにより講じられた関連措置

⑶ 第906条に基づき合衆国のぶどう酒、ぶどう生産代表者及びその他の関係者が提出する情報。

第905条 合衆国ぶどう酒に影響を及ぼす関税、非関税障壁の軽減又は除去のための措置

⒜ 大統領は、通商代表に対し、各主要ぶどう酒貿易国各国が合衆国ぶどう酒貿易に課している関税障壁及び非関税障壁（又はその他のゆがみ）の軽減又は除去を求めて各国と協議に入るよう指示するものとする。

⒝⑴　大統領は、各委員会に対し、各主要ぶどう酒貿易国における合衆国ぶどう酒の輸出拡大のため、1979年通商協定法第854条⒜に基づき求められた報告の提出以後に、かつこの法律の制定の日に始まる12ヵ月の期間に払われた努力の程度及び効果について通告しなければならない。各主要ぶどう酒貿易国についての、書面による（通告12ヵ月間の終了時から30日以内に提出しなければならない）は、つぎの事項を含む。

(A)　合衆国ぶどう酒貿易に対し、関税障壁又は非関税障壁（又はその他のゆがみ）を設けている国の行動、政策及び慣行（又その法的基礎と運用）の記述（又、この記述は、1979年通商協定法第844条⒜に基づき議会に提出された報告を更新したものを基礎としなければならない。）

(B)　各行動、政策又は慣行が、合衆国が当事者である国際協定にどの程度沿ったものかの評価

(C)　次の事項を含むが、それだけに限らない行動、政策若しくは活動の除去又は軽減のため現行権限に基づき講じられ、又は講じるよう提案された、すべての措置に関する情報

(i)　1974年通商法に基づく措置

(ii) 外国政府との交渉又は協議。

(D) ⒞に規定する措置が講じられなかった場合、その理由の説明

(E) 大統領が合衆国ぶどう酒貿易に対する外国の関税障壁又は非関税障壁（又はその他のゆがみ）の除去又は軽減に必要かつ適切と判断する、新たな法的権限若しくは他の措置の議会への勧告

⑵　⑴に基づき求められる報告は、1962年通商拡大法第242条⒜によって設立された省庁間通商委員会を通じて通商代表により作成及び調整されるものとする。

⒞ 大統領は、⒜及び⒝、第906条又は他の筋から受けた情報及び助言を考慮に入れた後に、合衆国ぶどう酒貿易に対し関税障壁又は非関税障壁（又はその他のゆがみ）を設けている主要ぶどう酒貿易国の行動、政策又は慣行に対応する措置が適切と判断する場合、及び

⑴ 通商協定の条項と相反する、又は通商協定に基づく合衆国の特典を否定する、又は

⑵ 不公正、不合理又は差別的かつ合衆国の貿易に負担をかける、若しくはこれを制限している、と判断した場合、

大統領は、通商協定に基づく合衆国の権利行使又は当該行動、政策若しくは慣行の除去を実現するため、1974年通商法に基づき、あらゆる適切かつ可能な行動をしなければならない。

第906条 必要な協議

 通商代表は、次の際、委員会並びに合衆国ぶどう酒及びぶどう生産産業代表者と協議しなければならない。

⑴ 合衆国ぶどう酒貿易に対する関税障壁又は非関税障壁（又はその他のゆがみ）を特定し、第904条に基づき主要ぶどう酒貿易国を指定する前、

⑵ 第905条⒝に基づく必要な報告作成するとき

⑶ 大統領の措置は、第905条⒝⑴にいう行動、政策若しくは慣行に関連して、1974年通商法の規定に従った適切なものかどうか判断するとき

第907条 合衆国ぶどう酒の輸出促進

 合衆国ぶどう酒の外国市場開発、維持、拡大のため、大統領は、次の行動を求められる、

⑴ 1985年９月30日で終了する財政年度に、1982年包括予算調整法第135条に基づく権限を行使し、非政府の合衆国ぶどう酒醸造業者協会代表と協力し、輸出促進計画実施のため、可能で十分な基金を創出する

⑵ 1985年度以降の各財政年度に、他の農業産品を含む輸出促進計画に必要な特別支出を犠牲としない形でのぶどう酒輸出促進計画のための特別支出を要請する。